

(別紙)

ポジティブリスト制度・暫定基準設定における 香辛料（スパイス及びハーブ）の取扱い（案）

食品の残留農薬等に係るポジティブリスト制においては、スパイス及びハーブという香辛料についても規制の対象となる。香辛料は、個別の食品中での使用割合は極めて微量であるが、食品の製造・加工に広く使用されている。

現行の残留農薬基準における食品分類では、一部の香辛料は独立して分類が設けられているが、多くの香辛料については、その他の野菜、その他の果実等の中に包含される形となっており、その属する分類によって異なる基準が適用される形になっている。

ポジティブリスト制の導入に当たり、コーデックスにおける定義を参考に、「香辛料」の定義を次のとおりとし、新たに「スパイス」及び「ハーブ」の定義及びその範囲、暫定基準の設定及び適用について規定する。

香辛料： 食品や飲料に特別な風味を与えることを目的とし、比較的少量使用される種々の植物の風味または芳香性の葉、茎、樹皮、根、花、蕾、種子、果実、または果皮で、スパイス及びハーブに大別される。

1 スパイス

コーデックスにおける定義を参考に、次のとおり「スパイス」の定義及び範囲を定め、食品分類に新たに「その他のスパイス」及び「その他の乾燥スパイス」を設ける。なお、「その他の乾燥スパイス」は加工食品として取り扱う。

(1) 定義

食品に風味付けの目的で比較的少量使用される種々の植物由来の芳香性樹皮、根、種子、果実、果皮、または蕾をいう。

(2) 範囲

アサノミ（種子）、アサフェチダ（根又は根茎）、アジOWN（種子）、アニス（種子）、ウイキョウ（種子）、ウコン（根又は根茎）、オールスパイス（果実）、オレンジの果皮、ガジュツ（根又は根茎）、カショウ（果実）、カシア（樹皮）、カフィアライム（果実）、ガランガル（根又は根茎）、カルダモン（果実又は種子）、カンゾウ（根又は根茎）、キャラウェイ（種子）、クチナシ（種子）、クミン（種子）、クローブ（蕾）、ケシノミ（種子）、ケーパー（蕾）、コショウ（果実）、ごま（種子）、コリアンダー（種子）、サフラン（花柱）、サンショウ（果実）、シソ（種子）、シナモン（樹皮）、ジュニパーベリー（果実）、しょうが、

スターアニス（果実）、セロリ（種子）、タマリンド（果実）、ディル（種子）、とうがらし、ナツメグ（種子の仁）、ニジェラ（種子）、ニンニク、バジル（種子）、パセリ（種子）、バニラ（果実）、パプリカ、パラダイスグレイン（種子）、フェネグリーク（種子）、ピンクペッパー（果実）、ホースラディッシュ（西洋わさび）、マスタード（種子）、みかんの果皮（果皮）、メース（種皮）、ゆずの果皮、レモンの果皮、ローズヒップ（果実）、ロングペッパー（果実）及びわさび（根茎）

- 注) ①「その他のスパイス」及び「その他の乾燥スパイス」は、上記の範囲から、オレンジの果皮、ごま（種子）、しょうが、とうがらし、ニンニク、パプリカ、ホースラディッシュ（西洋わさび）、ゆずの果皮、レモンの果皮、わさび（根茎）を除いたものとする。
- ②（ ）内はそれぞれの区分を示す。

(3) 暫定基準の設定及び適用

「その他の乾燥スパイス」について、新たに設定されたコーデックス基準に準じ「種子」、「果実」、「根又は根茎」の区分で基準を設定し、1（2）で（ ）に記載した区分によりそれぞれ適用する。

「その他のスパイス」については、当該分類に含まれる食品に現行適用する食品分類（その他野菜、その他のオイルシード等）の暫定基準に基づき、暫定基準を設定し、「その他の乾燥スパイス」に基準がないものを適用する。

また、「その他の乾燥スパイス」において「種子」、「果実」、「根又は根茎」等で暫定基準が設定されたものは、「その他スパイス」からこれらを除くこととする。

(例) シペルメトリン

「その他の乾燥スパイス（果実に限る。）」

「その他の乾燥スパイス（根又は根茎に限る。）」

「その他のスパイス（果実、根及び根茎を除く。）」

「その他のスパイス」及び「その他の乾燥スパイス」から除外したオレンジの果皮、ごま（種子）等のスパイスの暫定基準は下表の分類の基準を適用する。

名 称	暫定基準を適用する分類
オレンジの果皮	オレンジ(ネーブルオレンジを含む) (注1)
ごま(種子)	ごまの種子
しょうが	しょうが
ニンニク	にんにく

とうがらし	その他のなす科野菜
パプリカ (注2)	その他のなす科野菜
ホースラディッシュ (西洋わさび)	西洋わさび
ゆずの果皮	その他のかんきつ類果実 (注1)
レモンの果皮	レモン (注1)
わさび (根茎)	その他のあぶらな科野菜

(注1)：果実全体としての基準値

(注2)：「パプリカ」と称して販売されるジャンボピーマン等を除く

2 ハーブ

コーデックスにおける定義を参考に、次のとおり「ハーブ」の定義及びその範囲を定め、食品分類に新たに「その他のハーブ」を設ける。

(1) 定義

食品や飲料に風味付けの目的で薬味として比較的少量使用される種々の主に草本植物の葉、花、茎及び根からなり、生のまま、または乾燥したものが使用されるものをいう。

(2) 範囲

アニス (葉・茎)、アンゼリカ、ウイキョウ (葉・茎)、エシャロット、オレガノ、カフィアライム (葉)、カモミール、カレープラント、カレーリーフ、キャットニップ、キャラウェイ (葉・茎)、クレソン、コリアンダー (葉・茎)、サボリー、サラダバーネット、サンショウ (葉)、シソ (葉・花穂)、ジャスミン、ステビア、スペアミント、セージ、セロリ (葉・茎)、センテッドゼラニウム、ソレル、タイム、タデ、タラゴン、ダンディライオン、チャイブ、チャービル、ディル (葉・茎)、ドクダミ、ナスタチウム、ニガヨモギ、にら、ハイビスカス、バジル (葉・茎)、パセリ (葉・茎)、ハッカ、ヒソップ、ペパーミント、ベルガモット、ポリジ、マーシュ (コーンサラダ)、マスタード (葉・茎)、マジョラム、ミョウガ、ヤロウ、ヨモギ、ラベンダー、リンデン、ルッコラ (ロケット)、ルバーブ、レモングラス、レモンバーム、レモンバーベナ、ローズ、ローズマリー、ローレル及びワサビ (葉・葉柄)

注)「その他のハーブ」は、上記の範囲から、クレソン、セロリ (葉・茎)、にら及びパセリ (葉・茎) を除いたものとする。

(3) 暫定基準の設定及び適用

当該分類に含まれる食品に現行適用する食品分類(その他のあぶらな科野菜、その他の野菜等)の暫定基準に基づき、暫定基準を設定し、それぞれ適用する。

「その他のハーブ」から除外したクレソン、セロリ(葉・茎)等のハーブの暫定基準は下表の分類の基準を適用する。

名 称	暫定基準を適用する分類
クレソン	クレソン
セロリ(葉・茎)	セロリ
にら	にら
パセリ(葉・茎)	パセリ

類型6-4に該当する基準を含む農薬等一覧（96農薬等）

No.	品目名	英名	農産物の暫定基準設定に用いた定量限界値 (ppm)	畜水産物の暫定基準設定に用いた定量限界値 (ppm)
3	1-ナフタレン酢酸	1-NAPHTHALENEACETIC ACID	0.1	—
5	2,2-DPA	2,2-DPA	0.05	—
11	4-クロルフェノキシ酢酸	4-CPA	0.02	—
12	DBEDC	DBEDC	0.5	—
18	Sec-ブチルアミン	Sec-BUTYLAMINE	0.1	—
31	アシュラム	ASULAM	0.02	—
34	アセキノシル	ACEQUINOCYL	0.02	—
38	アゾキシストロビン	AZOXYSTROBIN	0.02	—
63	イソウロン	ISOURON	0.02	—
73	イプロジオン	IPRODIONE	0.05	—
77	イマザキン	IMAZAQUIN	0.05	—
83	イマゼタピルアンモニウム塩	IMAZETHAPYR AMMONIUM	0.05	—
86	イミノクタジン	IMINOCTADINE	0.02	—
93	エテクロゼート	ETHYCHLOZATE	0.05	—
97	エトキシキン	ETHOXYQUIN	0.05	—
128	オキシベンダゾール	OXIBENDAZOLE	—	0.03
163	グリカルピラミド	GLYCALPYRAMIDE	—	0.03
173	クロジナホッププロバルギル	CLODINAPOP-PROPARGYL	0.02	—
180	クロフェンテジン	CLOFENTEZINE	0.02	—
182	クロマゾン	CLOMAZONE	0.02	—
190	クロルスロン	CLORSULON	—	0.02
199	クロルフルアズロン	CHLORFLUAZURON	0.05	—
218	酸化フェンブタスズ	FENBUTATIN OXIDE	0.05	—
224	ジアフェンチウロン	DIAFENTHIURON	0.02	—
226	シアン化水素	HYDROGEN CYANIDE	1	—
227	ジウロン	DIURON	0.02	—
235	シクロキシジム	CYCLOXYDIM	0.05	—
241	シクロプロトリン	CYCLOPROTHRIN	0.02	—
254	ジチオカルバメート	DITHIOCARBAMATES	0.02	—
269	ジフェンゾコート	DIFENZOQUAT	0.05	—
272	シフルトリン	CYFLUTHRIN	0.02	—
275	ジフルフェンゾピル	DIFLUFENZOPYR	0.05	—
276	ジフルベンズロン	DIFLUBENZURON	0.05	—
281	ジベレリン	GIBBERELLIN	0.02	—
287	ジメチピン	DIMETHIPIN	0.04	—

No.	品目名	英名	農産物の暫定基準設定 に用いた定量限界値 (ppm)	畜水産物の暫定基準設定 に用いた定量限界値 (ppm)
293	シモキサニル	CYMOXANIL	0.05	—
296	シラフルオフエン	SILAFLUOFEN	0.05	—
297	シロマジン	CYROMAZINE	0.02	—
325	スルフエントラゾン	SULFENTRAZONE	0.05	—
350	チアベンダゾール	THIABENDAZOLE	—	0.02
371	テブチウロン	TEBUTHIURON	0.02	—
374	テプラロキシジム	TEPRALOXYDIM	0.05	—
376	テフルベンズロン	TEFLUBENZURON	0.02	—
377	デメトン-S-メチル	DEMETON-S-METHYL	0.05	—
393	トリクロピル	TRICLOPYR	0.03	—
398	トリネキサバックエチル	TRINEXAPAC-ETHYL	0.02	—
401	トリフルミゾール	TRIFLUMIZOLE	0.05	—
402	トリフルムロン	TRIFLUMURON	0.02	—
429	ニテンピラム	NITENPYRAM	0.03	—
437	ノバルロン	NOVALURON	0.02	—
448	バミドチオン	VAMIDOTHION	0.02	—
458	ハロスルフロンメチル	HALOSULFURON METHYL	0.02	—
469	ヒドロキシノニルフェニル硫酸銅	COPPER (HYDOROXYNONYLPHENYL)SULP HONATE	0.04	—
472	ビフェナゼート	BIFENAZATE	0.02	—
474	ピペラジン	PIPERAZINE	—	0.05
477	ヒメキサゾール	HYMEXAZOL	0.02	—
483	ピラゾリネード	PYRAZOLYNATE	0.02	—
497	ピレトリン	PYRETHRINS	0.05	—
501	ファミフル	FAMPHUR	—	0.02
508	フェノキシカルブ	FENOXYCARB	0.05	—
511	フェントリン	PHENOTHRIN	0.02	—
517	フェンチン	FENTIN	0.02	—
520	フェンピロキシメート	FENPYROXIMATE	0.02	—
537	フラザスルフロン	FLAZASULFURON	0.02	—
538	ブラジクアンテル	PRAZIQUANTEL	—	0.02
549	フルオメツロン	FLUOMETURON	0.02	—
550	フルオルイミド	FLUOROIMIDE	0.04	—
563	フルフェノクスロン	FLUFENOXURON	0.02	—
590	プロヘキサジオンカルシウム塩	PROHEXADIONE-CALCIUM	0.02	—
592	プロベナゾール	PROBENAZOLE	0.03	—

No.	品目名	英名	農産物の暫定基準設定 に用いた定量限界値 (ppm)	畜水産物の暫定基準設定 に用いた定量限界値 (ppm)
610	ヘキサフルムロン	HEXAFLUMURON	0.02	—
621	ペンシクロン	PENCYCURON	0.1	—
622	ベンジルアデニン又はベンジルアミノプリン	BENZYLADENINE(BENZYLAMINOPRIN)	0.02	—
624	ベンスリド	BENSULIDE	0.03	—
625	ベンスルフロンメチル	BENSULFURON-METHYL	0.02	—
630	ベнтаゾン	BENTAZONE	0.02	—
634	ホキシム	PHOXIM	0.02	—
641	ホセチル	FOSETYL	0.5	—
654	マレイン酸ヒドラジド	MALEIC HYDRAZIDE	0.2	—
657	ミルベメクチン	MILBEMECTIN	0.02	—
691	メベンダゾール	MEBENDAZOLE	—	0.02
692	メロキシカム	MELOXICAM	—	0.02
703	リニュロン	LINURON	0.02	—
710	ルフエヌロン	LUFENURON	0.02	—
現10	エチプロール	ETHIPROLE	0.02	—
現14	オキサジクロメホン	OXAZICLOMEFONE	0.02	—
現17	カルプロバミド	CARPROPAMID	0.1	—
現18	カンタキサンチン	CANTHAXANTHIN	—	0.1
現19	クミルロン	CUMYLURON	0.02	—
現23	ジクロメジン	DICLOMEZINE	0.02	—
現32	テレフタル酸銅	COPPER TELEPHTHALATE	0.5	—
現33	トリクラミド	TRICHLAMIDE	0.1	—
現34	トリシクラゾール	TRICYCLAZOLE	0.02	—
現42	ピリダリル	PYRIDALYL	0.02	—
現52	フラメピル	FURAMETPYR	0.1	—
現60	モリネート	MOLINATE	0.02	—

No.	品目名	英名	暫定基準として設定した0.01ppm未満の基準値 (ppm)	
			農産物	畜水産物
38	アゾキシストロビン	AZOXYSTROBIN	-	0.008
42	アバメクチン	ABAMECTIN	0.008	0.005
49	アモキシシリン	AMOXICYLLIN	-	0.008
56	アルトレノゲスト	ALTRENOGEST	-	0.003
59	アンピシリン	AMPICILLIN	-	0.009
69	イソシンコメロン酸ニプロピル	DIPROPYL ISOCINCHOMERONATE	-	0.004
94	エチプロストントロメタミン	ETYPROSTONTROMETHAMINE	-	0.001
102	エトプロホス	ETHOPROPHOS	0.005	-
107	エマメクチン安息香酸塩	EMAMECTIN BENZOATE	-	0.0005
112	エンドスルファン	ENDOSULFAN	-	0.004
114	エンドリン	ENDRIN	N.D.	0.005
142	カラゾロール	CARAZOLOL	-	0.001
168	クレンブテロール	CLENBUTEROL	-	N.D.
174	クロステボル	CROSTEBOL	-	0.0005
192	クオルデン	CHLORDANE	-	0.002
203	クオルマジノン	CHLORMADINONE	-	0.002
213	酢酸トレンボロン	TRENBOLONE ACETATE	-	N.D.
267	ジフェニルアミン	DIPHENYLAMINE	-	0.0004
274	ジフルフェニカン	DIFLUFENICAN	0.002	-
327	スルホスルフロン	SULFOSULFURON	-	0.005
339	ゼラノール	ZERANOL	-	0.002
362	デキサメタゾン	DEXAMETHASONE	-	N.D.
375	テフルトリン	TEFLUTHRIN	-	0.001
382	テルブホス	TERBUFOS	0.005	-
385	ドラメクチン	DORAMECTIN	-	0.005
390	トリアゾホス	TRIAZOPHOS	N.D.	-
394	トリクロルホン	TRICHLORFON	-	0.004
399	トリブホス	TRIBUPHOS	-	0.002
403	トリフルラリン	TRIFLURALIN	-	0.001
417	ナフシリン	NAFCILLIN	-	0.005
427	二臭化エチレン	ETHYLENE DIBROMIDE (EDB)	N.D.	-
439	ノルジェストメット	NORGESTOMET	-	0.0001
461	ビアラホス	BILANAFOS	0.004	-
503	フィプロニル	FIPRONIL	0.002	-

504	フェナミホス	FENAMIPHOS	-	0.005
506	フェニトロチオン	FENITROTHION	-	0.002
520	フェンピロキシメート	FENPYROXIMATE	-	0.005
571	フルメトリン	FLUMETHRIN	-	0.005
574	プレドニゾロン	PREDNISOLONE	-	0.0007
578	ブロチゾラム	BROTIZOLAM	-	0.001
593	プロポキシカルバゾン	PROPOXYCARBAZONE	-	0.004
613	ベタメタゾン	BETAMETHASONE	-	0.0003
617	ヘプタクロル	HEPTACHLOR	-	0.006
623	ベンジルペニシリン	BENZYL PENICILLIN	-	0.004
674	メチダチオン	METHIDATHION	-	0.001
680	メトクロプラミド	METOCLOPRAMIDE	-	0.005
709	リンデン(γ -BHC)	LINDANE (γ -BHC)	0.002	-